## 練馬区自殺対策計画について (現行)

## 1 計画の概要

計画の目的

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、区が関係機関・地域団体・区民と連携して、生きる支援につながる「こころとくらしのサポート」を総合的に推進

計画の位置づけ

自殺対策基本法第 13 条に基づく区の自殺対策計画

計画期間

平成31年度~令和5年度(5年間) 平成31年3月策定

2 施策の体系 基本方針を 基本方針 -基盤に、 関連施策の連携を強化する 各種施策を 区民・地域の理解を広げる 展開 生きることの包括的な支援として推進する 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う 基本施策(=区市町村が共通して取り組むべき施策) 地域におけるネットワークの強化 自殺対策を支える人材育成 区民への啓発と周知 生きることの促進要因への支援 重点施策(=練馬区の実態に即した施策) ◆ 高齢者の地域包括ケアシステムの確立 生活困窮者、無職者・失業者への支援 子どもと子育て家庭への支援 若者等への支援 女性への支援 生きる支援の関連施策(=自殺対策に関連して生きる支援につながる施策)◆